

日米安保条約に基づく日米安保体制について、防衛戦略は、米国との同盟関係は、わが国の安全保障政策の基軸であるとしている。わが国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にもつながり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と能力を顕示することにより、グレーゾーンから通常戦力による侵攻、さらに核兵器の使用に至るまでの事態の深刻化を防ぎ、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する。

そのうえで、わが国への侵攻が生じた場合には、日米共同対処によりこれを阻止する。このため、日米両国は、その戦略を整合させ、共に目標を優先付けることにより、同盟を絶えず現代化し、共同の能力を強化する。その際、わが国は、わが国自身の防衛力の抜本的強化を踏まえて、日米同盟のもとで、わが国の防衛と地域の平和及び安定のため、より大きな役割を果たしていく。

本章においては、このような防衛戦略の考えも踏まえつつ、日米同盟の強化に関する取組などについて説明する。

第1節 日米安全保障体制の概要

1 日米安全保障体制の意義

1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全及び独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威や恫喝^{どっかつ}に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。

このため、わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持に関する利益を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基軸として、わが国の平和、安全及び独立を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第5条の規定に基づき、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処するとともに、同第6条の規定に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが



日米防衛相会談（2023年1月）



日米首脳会談（2023年5月）【首相官邸HP】

国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、わが国自身の防衛体制とあいまって隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、「極東における国際の平和及び安全の維持」があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有又は核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバランスの変化に伴い既存の秩序をめぐる不確実性が増しており、いわゆるグレーゾーン事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。

こうした安全保障環境の中で、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米国の利益を守るのみならず、地域諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば「公共財」としての役割を果たしている。

また、日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な

協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国、オーストラリア、タイ、フィリピンなどの地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、そのほかの国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定に不可欠な役割を果たしている。

3 グローバルな課題への対応

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。

日米安保体制を中核とする日米同盟関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役立つものである。

現在、海洋・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスク、海賊行為、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロなど、一国での対応が困難なグローバルな安全保障上の課題が存在しており、関係国が平素から協力することが重要である。日米の緊密な協力関係は、わが国がこのような課題に効果的に対応していくうえでも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素から様々な面での協力の強化に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえでの基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな課題解決のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

2 「日米防衛協力のための指針」(ガイドラインの内容)

日米間の役割や協力などのあり方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示した「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)は、1978年に策定され、1997年及び2015年に逐次改訂されている。

2015年に改訂された現行のガイドラインは、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及び政策的な

方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

図表Ⅲ-2-1-1 日米防衛協力のための指針の概要

項目	概要												
第I章 防衛協力と指針の目的	<p>両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。 これにより、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進</p> <p>○日米両国間の安全保障及び防衛協力の強調事項</p> <p>一切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応</p> <p>－日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果</p> <p>－政府一体となつての同盟としての取組</p> <p>－地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力</p> <p>－日米同盟のグローバルな性質</p>												
第II章 基本的な前提及び考え方	<p>A 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務は変更されない。</p> <p>B 指針の下での行動及び活動は国際法に合致</p> <p>C 日米の行動及び活動は各々の憲法・国内法令等に従って行われ、日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。</p> <p>D 指針は、立法上・予算上・行政上又はその他の措置を義務付けるものではないが、各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。</p>												
第III章 強化された同盟内の調整	<p>指針のもとでの実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。このため、両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。</p> <p>A 同盟調整メカニズム</p> <p>日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用し、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。日米両政府は、必要な手順及び基盤(施設及び情報通信システムを含む。)を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。</p> <p>B 強化された運用面の調整</p> <p>日米両政府は、運用面の調整機能の併置の重要性を認識する。自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施する。</p> <p>C 共同計画の策定</p> <p>日米両政府は、平時において、共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定・更新を実施する。共同計画は、両政府双方の計画に適切に反映する。</p>												
第IV章 日本の平和及び安全の切れ目のない確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、パートナーとのさらなる協力を推進する。 ● 日米両政府は、状況の評価、情報の共有、柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動のため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを活用する。また、適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。 <p>A 平時からの協力措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日米両政府は、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための広範な分野にわたる協力を推進する。 ・ 自衛隊及び米軍は、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、①情報収集、警戒監視及び偵察、②防空及びミサイル防衛、③海洋安全保障、④アセット(装備品等)の防護、⑤訓練・演習、⑥後方支援、⑦施設の使用を含むが、これに限られない措置をとる。 <p>B 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態は、地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にまだ至っていない状況において、各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。 ・ 日米両政府は、平時からの協力的措置を継続することに加え、あらゆる手段を追求する。同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、①非戦闘員を退避させるための活動、②海洋安全保障、③避難民への対応のための措置、④捜索・救難、⑤施設・区域の警護、⑥後方支援及び⑦施設の使用を含むが、これらに限らない追加的措置をとる。 <p>C 日本に対する武力攻撃への対処行動</p> <p>共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素</p> <p>1 日本に対する武力攻撃が予測される場合</p> <p>日米両政府は、必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し、事態を緩和するための措置をとる。</p> <p>2 日本に対する武力攻撃が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整合のとれた対処行動のための基本的な考え方 <p>日米両政府は、極力早期にこれを排除し、さらなる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。自衛隊は防衛作戦を主体的に実施し、米軍は自衛隊を支援・補完する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作戦構想 <table border="1" data-bbox="368 1610 1479 1935"> <thead> <tr> <th></th> <th>自衛隊</th> <th>米軍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空域を防衛するための作戦</td> <td>日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦</td> <td>日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>海域を防衛するための作戦</td> <td>日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> </tbody> </table>		自衛隊	米軍	空域を防衛するための作戦	日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	海域を防衛するための作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施
	自衛隊	米軍											
空域を防衛するための作戦	日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施											
弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施											
海域を防衛するための作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施											

項目	概要		
	自衛隊	米軍	
第Ⅳ章 日本の平和及び安全の切れ目のない確保	陸上攻撃に対処するための作戦	日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施
		島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	
	領域横断的な作戦	日本に対する武力攻撃を排除し及びさらなる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施	
		ISR	関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護
		宇宙・サイバー	宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力
特殊作戦	特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力		
打撃作戦	米軍の打撃作戦に関して、必要に応じ、支援を行うことができる。	自衛隊を支援し補完するため、打撃力の使用を伴う。	
<p>・ 作戦支援活動 作戦支援活動として、①通信電子活動、②捜索・救難、③後方支援、④施設の使用、⑤CBRN（化学・生物・放射線・核）防護を明記</p> <p>D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 日米両国が、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及びさらなる攻撃の抑止において緊密に協力する。 自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。 協力して行う作戦の例は、①アセットの防護、②捜索・救難、③海上作戦、④弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦、⑤後方支援である。 <p>E 日本における大規模災害への対処における協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対し適切な支援を行う。両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。 両政府は、情報共有を含め緊密に協力する。米軍が災害関連訓練に参加することにより相互理解が深まる。 			
第Ⅴ章 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力	<ul style="list-style-type: none"> 相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的な役割を果たす。 両政府の各々が国際的な活動に参加することを決定する場合であって、適切なときは、次に示す活動において、相互にパートナーと緊密に協力する。 <p>A 国際的な活動における協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。ともに活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。 一般的な協力分野は、①平和維持活動、②国際的な人道支援・災害救援、③海洋安全保障、④パートナーの能力構築支援、⑤非戦闘員を退避させるための活動、⑥情報収集、警戒監視及び偵察、⑦訓練・演習、⑧後方支援を含む。 <p>B 三か国及び多国間協力</p> <p>両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進及び強化する。また、国際法及び国際的基準に基づく協力を推進すべく、地域機関及び国際機関を強化するために協力する。</p>		
	第Ⅵ章 宇宙及びサイバー空間に関する協力	<p>A 宇宙に関する協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 日米両政府は、宇宙空間の責任ある、平和的かつ安全な利用のため、両政府の連携を維持・強化する。 日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性の確保、宇宙状況監視にかかる協力を強化する。 自衛隊及び米軍は、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信などにおいて引き続き協力する。 <p>B サイバー空間に関する協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 日米両政府は、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切に共有する。自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。 自衛隊及び米軍は、ネットワーク及びシステムの監視態勢を維持し、教育交流を行い、ネットワーク及びシステムの抗たん性を確保し、日米両政府一体となった取組に寄与し、共同演習を実施する。 日本に対するサイバー事案が発生した場合、両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。 	
第Ⅶ章 日米共同の取組		<p>両政府は、二国間協力の実効性をさらに向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。</p> <p>A 防衛装備・技術協力</p> <p>B 情報協力・情報保全</p> <p>C 教育・研究交流</p>	
第Ⅷ章 見直しのための手順	<p>ガイドラインが変化する状況に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価し、必要と認める場合には、両政府は、適時かつ適切な形でこのガイドラインを更新する。</p>		

□ 参照 資料24（日米防衛協力のための指針（平成27年4月27日及び1997年9月23日）（仮訳））、資料25（日米同盟にかかわる主な経緯）、図表Ⅲ-2-1-1（日米防衛協力のための指針の概要）

1 日米防衛協力の強化

ガイドラインでは、わが国の平和及び安全の切れ目のない確保のため、平時から、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動、防空及びミサイル防衛、海洋安全保障、訓

練・演習、アセットの防護、後方支援などの措置をとることや、わが国における大規模災害への対処などにおいて日米が協力することなどが明示されている。

また、地域及びグローバルな平和と安全のため、国際的な活動において日米が協力することや三か国及び多国間協力を推進・強化すること、宇宙及びサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力や情報協力・情報保全などの日米共同の取組を発展・強化することなどが明示されている。

3 日米間の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、インド太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、通常の外ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会（SCC）（「2+2」）、日米安全保障高級事務レベル協議、Security Consultative Committee 防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議の枠組みである「2+2」は、政策協議の代表的なものであり、安全保障分野における日米協力にかかわる問題を検討するための重要な協議機関として機能している。

また、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議している。加えて、事務次官、統幕長、防衛審議官、陸・海・空幕長をはじめとする実務レベルにおいても、随時協議や必要な情報の交換などを行っている。例えば、2023年1月には、浜田防衛大臣とオースティン国防長官との間で会談を実施したほか、同年4月には、鈴木防衛事務次官がヒックス国防副長官及びカール国防次官との間で協議を実施した。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ、日米間情



鈴木事務次官とヒックス国防副長官との協議

報や認識を共有することは、日米間の連携をより強化・緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものであることから、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

□ 参照 資料26（日米協議の実績（2019年以降））、資料27（日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）（令和5年1月））、資料28（日米安全保障協議委員会（「2+2」）閣僚会合（概要）（令和5年1月））、図表Ⅲ-2-1-2（日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議）、図表Ⅲ-2-1-3（最近行われた主な日米会談など）、2節（日米共同の抑止力・対処力の強化）

図表Ⅲ-2-1-2

日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee ([2+2])	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、昭和35(1960)年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務 レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は 一定していない (注2)	参加者は 一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 及び統合幕僚監部の 代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 インド太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	昭和51(1976)年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、平成8(1996)年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注1) 1990年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官

(注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。

(注3) 1996年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

図表Ⅲ-2-1-3

最近行われた主な日米会談など

年月日	会議/場所	出席者	結果概要(抄)
2022/5/4	日米防衛相会談 /ワシントン	岸防衛大臣 オースティン米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更であるとともに、国際秩序に対する深刻な挑戦であり断じて容認できないとして、これを厳しく非難。日米が連携し、ウクライナに対しできる限りの支援を継続していくことを確認。 米側は、ウクライナへの支援において日本が発揮しているリーダーシップに謝意を表明。日本側は、インド太平洋地域と欧州の安全保障は区別して考えることができない、欧州の安全保障へのコミットメントを強化していく旨発言。 自由で開かれたインド太平洋へのコミットメントを再確認。 東シナ海・南シナ海における威圧的な行動など、インド太平洋地域における中国の最近の行動について議論。インド太平洋地域における力による一方的な現状変更を許容せず、これを抑止し、必要であれば対処するために連携を強化していくことを確認。 米側は、尖閣諸島は日本の施政下にある領域であり、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること、尖閣諸島の現状変更を試みる、または、日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する旨を表明。 双方は、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて強調。 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射や核開発等は、地域と国際社会の平和と安定に対する深刻な脅威であり、断じて容認できないとの認識で一致。北朝鮮の挑発行動に対して、日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認。 豪州、インド、東南アジア、太平洋島嶼国及び欧州諸国といった地域内外のパートナー国との防衛協力を強化していくことで一致。 日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた取組を速やかに具体化していくことで一致。 日本側は、国家安全保障戦略等の策定を通じた、日本の防衛力の抜本的強化に対する断固たる決意を述べ、米側は、これを歓迎する旨発言。双方の戦略を緊密な協議を通じて擦り合わせていくことを確認。 米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨発言。日本側は、現下の国際情勢において核抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるためのあらゆるレベルでの二国間の取組が従来にも増して重要である旨発言し、双方で認識を共有。 日米防衛協力の基盤である情報保全・サイバーセキュリティの重要性を確認するとともに、その強化に取り組んでいくことで一致。 同盟の技術的優位性を確保するため、極超音速技術に対抗するための技術を含め、装備・技術分野での協力をさらに深化させることで一致。 普天間飛行場の辺野古移設及び馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致。 日米双方が引き続き緊密に連携し、本年、本土復帰50周年を迎える沖縄の負担軽減について、協力を一層加速させていくことの重要性を共有。

年月日	会議／場所	出席者	結果概要(抄)
2022/5/23	日米首脳会談 ／東京	岸田内閣総理大臣 バイデン米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 日本側から、今回の訪日は、米国がいかなる状況にあってもインド太平洋地域にコミットし続けることを示すものであり、心から歓迎する旨述べ、米側から、今回の訪日を通じて、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨発言。 ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を断固として守り抜く必要性を改めて確認。その上で、インド太平洋地域こそがグローバルな平和、安全及び繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米が国際社会を主導していくことで一致。 ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、対露制裁措置を講じつつウクライナ支援を進めていくことを改めて確認。国際社会の連帯強化に向けた連携で一致。 今回の侵略のような力による一方的な現状変更の試みをいかなる地域においても許してはならず、その試みには重大なコストが伴うことを明確に示していくことが重要との認識で一致。 ウクライナ情勢がインド太平洋地域に及ぼし得る影響について議論し、最近の中露両国による共同軍事演習等の動向を注視していくことで一致。東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや経済的威圧に強く反対し、香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況を深刻に懸念するとともに、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。 台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを確認し、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。 ICBM級弾道ミサイルの発射を始めとする北朝鮮による核・ミサイル開発活動を非難。安保理決議に沿った朝鮮半島の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対してこれらの決議の下での義務に従うことを求めた。安全保障協力を含む日米韓の三か国協力を一層強化していくことで一致。 日本側から、バイデン大統領が拉致被害者の御家族と面会することに謝意を伝えつつ、拉致問題の即時解決に向けた全面的な理解と協力を改めて求め、バイデン大統領から、一層の支持を得た。 日米同盟の抑止力・対処力を早急に強化していくことで一致。米側から、日本の防衛へのコミットメントが改めて表明され、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致。 尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて表明。 日本側から、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、米側から、強い支持を得た。
2022/6/27	日米首脳会談 ／エルマウ	岸田内閣総理大臣 バイデン米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 日本側から、5月のバイデン大統領の訪日の意義に言及した上で、両首脳は、日米同盟の更なる強化及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認。 両首脳は、7月に開催予定の閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の成功に向け協力していくことで一致。 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略に対し、引き続き緊密に連携していくことを確認。この関連で、両首脳は、プライスキップ等石油価格高騰への対応についても議論。
2022/9/14	日米防衛相会談 ／ワシントン	浜田防衛大臣 オースティン米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> 両閣僚は、日米同盟を取り巻く厳しい安全保障環境について幅広く意見交換。 両閣僚は、我が国のEEZ内への着弾を含む、先月上旬の中国による弾道ミサイルの発射について、日本の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題として強く非難。両閣僚は、改めて台湾海峡の平和と安定の重要性を確認するとともに、兩岸問題の平和的解決を促すことで一致。また、両閣僚は、インド太平洋地域における力による一方的な現状変更を許容しないこと、そのために緊密かつ隙のない連携を図っていくことを確認。 両閣僚は、ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、引き続き、日米が連携し、ウクライナへの支援を継続していくことを確認。 また、両閣僚は、北朝鮮の核・ミサイル問題に関し、先月のミサイル警戒演習「パシフィック・ドラゴン」における日米韓共同訓練の実施を歓迎し、北朝鮮の挑発行為に対して一致して迅速に対応できるよう、日米、日米韓の連携をさらに緊密なものにしていくことを確認。 両閣僚は、自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、地域内外のパートナー国との協力を強化していくことで一致。 日本側は、新たな国家安全保障戦略等の策定において、いわゆる「反撃能力」を含めたあらゆる選択肢を検討し、日本の防衛力の抜本的強化を実現するとの決意を表明。さらに、日本側は、その裏付けとなる防衛予算の相当な増額に取り組んでいることを述べた。米側は、これらの取組に対する強い支持を表明。両閣僚は、双方の戦略の方向性が一致していることを確認し、同盟の強化に向け、さらに緊密に擦り合わせていくことで一致。 米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨を改めて発言。両閣僚は、核を含めた米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるための取組について、閣僚レベルでも議論を深めていくことを確認。 両閣僚は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）能力の強化が、日米同盟の抑止力・対処力の強化にとって重要であることを確認。かかる観点から、両閣僚は、米空軍無人機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地への一時展開に向けた進捗を歓迎。日本側は、MQ-9の一時展開は、自衛隊における無人機によるISR活動の深化に資する旨発言。両閣僚は、MQ-9を含む日米のアセットが取得した情報を日米共同で分析することで一致。

年月日	会議／場所	出席者	結果概要(抄)
2022/9/14	日米防衛相会談 ／ワシントン	浜田防衛大臣 オースティン米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> 両閣僚は、同盟の技術的優位性を確保するための装備技術分野での協力をさらに加速していくことで一致。かかる観点から、両閣僚は、極超音速技術に対抗するための技術について、共同分析の進捗を踏まえ、要素技術・構成レベルでの日米共同研究の検討を開始することで合意。また両閣僚は、次期戦闘機等と連携する無人機にかかる協力、サプライチェーン強化のための取組等を加速させることで一致。 両閣僚は、情報保全・サイバーセキュリティが日米防衛協力の深化のために死活的に重要であることで一致し、日本側は、サイバーセキュリティの抜本的強化に取り組む考えを説明。 両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力、また、米軍の安全かつ環境に配慮した運用が重要であることを確認。また、両閣僚は、緊密な協力の下、普天間飛行場の辺野古への移設及び馬毛島の施設整備も含め、米軍再編計画を着実に進展させていくことで一致。両閣僚は、沖縄をはじめとする地元の負担軽減について、引き続き取り組んでいくことを確認。
2022/11/13	日米首脳会談／ プノンペン	岸田内閣総理大臣 バイデン大統領	<ul style="list-style-type: none"> 冒頭、両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略、北朝鮮の度重なる挑発行動、東シナ海・南シナ海における力による一方的な現状変更の試みの継続等により、我々を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しているとの認識を共有。その上で、両首脳は、強固な日米関係が地域及び国際社会の平和と安定に果たすべき役割は大きいとの認識を共有し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化を図るとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を推進し、地域及び国際社会の平和と繁栄を確保すべく日米で協働していくことで一致。 両首脳は、地域情勢について意見交換。(1) 両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。また、両首脳は、地域の平和と安定の重要性を確認。(2) 両首脳は、北朝鮮による前例のない頻度と態様での弾道ミサイル発射は断じて容認できないことで一致した上で、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向け、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認。また、岸田総理大臣から、拉致問題の解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、全面的な支持を得た。(3) 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と結束して、強力な対露制裁及びウクライナ支援に取り組んでいくとともに、グローバル・サウスへの働きかけを強化していくことで一致。また、両首脳は、ロシアによる核の脅しを深刻に懸念しており、断じて受け入れられず、ましてやその使用は決してあってはならないことを確認。 日本側から、日本を取り巻く安全保障環境が一段と厳しさを増す中、本年末までに新たな国家安全保障戦略を策定すべくプロセスを進めている旨述べ、我が国の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を改めて示したのに対し、米側から、力強い支持を得た。 両首脳は、IPEF及び経済版「2+2」にかかる進展を歓迎するとともに、地域の経済秩序や経済安保に対する米国の関与がますます重要となっているとの認識を共有し、米側から、戦略的観点から踏まえ、米国の早期のTPP復帰を改めて促した。また、日本側から、米国による環境配慮車両への優遇措置に対する我が国の考えを伝達。 両首脳は、2023年のG7広島サミットの成功に向けて、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。
2023/1/11	日米安全保障協 議委員会 (「2+2」) ／ワシントン	浜田防衛大臣 林外務大臣 オースティン米国防長官 ブリンケン米國務長官	<ul style="list-style-type: none"> 冒頭、米側から、両大臣の訪米を心から歓迎する、今般、「2+2」を日米両国の戦略文書発表直後という時宜を得た形で約2年ぶりに対面で開催することができたのは大変喜ばしい、安全保障環境が一層厳しさを増す中で、日米同盟の重要性はかつてないほど高まっており、自由で開かれたインド太平洋を実現するため、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨発言。日本側から、双方の戦略文書を踏まえ、安全保障環境についての両国の認識をすり合わせつつ、日米同盟の更なる深化について議論する絶好の機会である、日米同盟を絶えず強化することに完全にコミットしており、両長官と緊密に連携していくことを心から楽しみにしている、戦略は策定して終わるものではなく、今後、日米が連携してそれぞれの戦略を速やかに実行していくことが重要である旨発言。 日米双方は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認。 日本側から、相当増額した防衛予算の下で、新たな能力の獲得や継戦能力の増強等を早期に行い、防衛力を強化していく旨発言。これに対して米側から、同盟の抑止力・対処力を強化する重要な取組であり、強く支持する旨発言。 米側は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを再確認するとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認。 日本側から、日本は平和で安定した国際環境を能動的に創出すべく、外交・安全保障上の役割を強化し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化していく旨発言した上で、日米双方は、下記のとおり情勢認識のすりあわせを行った。 日米双方は、自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指す中国の外交政策に基づく行動は同盟及び国際社会全体にとっての深刻な懸念であり、インド太平洋地域及び国際社会全体における最大の戦略的挑戦であるとの見解で一致。 また、米側は、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとする行為を通じたものを含む、中国による東シナ海における力による一方的な現状変更の試みが強まっていることに強い反対の意を改めて表明。 日米双方は、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを認識するとともに、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の維持の重要性を改めて表明し、兩岸問題の平和的解決を促した。

年月日	会議／場所	出席者	結果概要(抄)
2023/1/11	日米安全保障協議委員会 ([2+2])／ ワシントン	浜田防衛大臣 林外務大臣 オースティン米国防長官 ブリンケン米国务長官	<ul style="list-style-type: none"> 日米双方は、北朝鮮による昨年来の、前例のない数の不法かつ無謀な弾道ミサイルの発射を強く非難。日本側から、戦術核の大量生産の方針等を明らかにしている北朝鮮が核実験に踏み切れば、過去6回の核実験とは一線を画すものである旨発言。また、拉致問題について、米側から引き続き全面的な支援を得た。 日米双方は、ロシアによるウクライナに対する残虐でいわれのない不当な戦争を強く非難。日本側から、欧州とインド太平洋地域の安全保障は相互に不可分と言えるものであり、本年のG7議長国として、ロシアへの対応及びウクライナ支援に向けた議論をリードしていく旨発言。 日本側から、日米双方の戦略は、抑止力を強化するため、自らの防衛力を抜本的に強化し、そのための投資も増加させること、そして同盟国や同志国等との連携強化を目指すといった点において、軌を一にしている旨発言した上で、そのような戦略の下、同盟としての抑止力・対処力を最大化する方策について議論。 日本側から、抜本的に強化された日本の防衛力を前提とした、日米間でより効果的な役割・任務の分担を実現していく必要がある旨発言した。日米双方は、起こり得るあらゆる事態に適時かつ統合された形で対処するため、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整を更に強化する必要性を改めて強調。また、米側からは、日本による常設の統合司令部設置の決定を歓迎する旨発言。 日米双方は、米国との緊密な連携の下での、日本の反撃能力の効果的な運用に向けて、日米間での協力を深化させることを決定。 日米双方は、情報収集、警戒監視及び偵察(ISR)活動並びに柔軟に選択される抑止措置(FDO)を含む二国間協力を深化させることを決定。 日本側から、装備・技術面での協力は、同盟の技術的優位性の確保、日本の防衛力強化の速やかな実現の双方において重要であり、更に加速する必要がある旨発言し、米側から、技術的優位性の確保に向け、日米で共に努力していきたい旨発言。 日本側から、宇宙・サイバー領域における協力の深化は同盟の近代化における核となるものである旨発言。日米双方は、宇宙関連能力にかかる協力の深化にコミット。その上で、日米双方は、宇宙領域に関し、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認。日本側から、本件は同盟全体の抑止力強化の観点で重要な成果である旨発言。 日本側から、多国間協力については、同盟国・同志国のネットワークの重層的な構築・拡大を図り、抑止力を強化していく旨発言。 日米双方は、米国の「核態勢の見直し」の公表も踏まえ、拡大抑止を議題の1つとし、時間を割いて突っ込んだ議論を行った。 日米双方は、米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を改めて確認。 さらに、日米双方は、日米拡大抑止協議及び様々なハイレベル協議を通じ、実質的な議論を深めていくことで一致。 日米双方は、地域における安全保障上の増大する課題に対処するために、日本の南西諸島の防衛のためのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認するとともに、普天間飛行場の固定化を避けるための唯一の解決策である辺野古への移設を含め、在日米軍再編を着実に推進することの重要性について一致。 日米双方は、現下の厳しい安全保障環境を踏まえ、在日米軍の態勢見直しに関する再調整で一致。日米双方は、厳しい競争環境に直面し、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認。そのような政策に即して、2012年4月27日の日米安全保障協議委員会で調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留し、第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編されることを確認。この取組は、地元への負担に最大限配慮した上で、2012年の再編計画の基本的な原則を維持しつつ進められる。 日本側から、厳しい安全保障環境に対応するための、在日米軍の献身的な活動への謝意を述べた。また、日本側から普天間飛行場代替施設の建設事業や馬毛島における施設整備が着実に進捗していることを紹介した上で、日米双方は、在日米軍の施設及び区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調。また、馬毛島における自衛隊施設の整備の進展及び将来の見通しを歓迎。 日米双方は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編にかかる二国間の取組を加速化させる重要性を確認。日本側から、地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件・事故での適切な対応、環境問題などについても米側に改めて要請し、日米双方は緊密に連携していくことを確認。
2023/1/12	日米防衛相会談 ／ワシントン	浜田防衛大臣 オースティン米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> 両閣僚は、日米「2+2」を踏まえ、それぞれの新たな国家安全保障戦略及び国家防衛戦略について、速やかに実行に移していくことで一致し、その具体的な取組について議論を行った。 日本側は、新たな戦略の下、相当な増額をされる防衛予算によって、反撃能力を含めた防衛力の抜本的強化を早期に実現する強い決意を述べた。米側は、日本の取組に対して、強い支持を表明。

年月日	会議／場所	出席者	結果概要(抄)
2023/1/12	日米防衛相会談 ／ワシントン	浜田防衛大臣 オースティン米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・両閣僚は、抜本的に強化される日本の防衛力の下での同盟の役割・任務の分担について集中的な議論を速やかに実施させることを確認。両閣僚は、そのような議論においては、日米協力の下での反撃能力の効果的な運用、事態の発生を抑制するための平素からの日米共同による取組、あらゆる段階における迅速かつ効果的な日米間の調整などについて議論を深めていく必要があることで一致。 ・米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨を改めて発言。両閣僚は、日米「2+2」における議論も含め、核を含めた米国の拡大抑止がより信頼でき、より強靱なものであり続けるための取組をさらに深化させていくことを確認。 ・両閣僚は、情報収集、警戒監視及び偵察(ISR)能力強化の観点から、米空軍無人機MQ-9の鹿屋航空基地への一時展開及び日米共同情報分析組織(BIAC)の運用開始を歓迎。 ・両閣僚は、同盟の抑止力・対処力にとって技術的優位性の確保が死活的に重要であるとの認識に立ち、装備・技術協力を加速させることで一致。その基盤を構成する枠組として、両閣僚は、研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する了解書及びサプライチェーン協力の強化に向けた防衛装備品等の供給の安定化に係る取決めに署名。また、両閣僚は、極超音速技術に対抗するための技術、高出力マイクロ波及び自律型システムでの共同研究・開発に向けた議論の進捗を歓迎。 ・両閣僚は、情報保全・サイバーセキュリティが同盟の根幹であるとの認識を共有し、連携をさらに強化することを確認。日本側は、その抜本的強化に向けた取組を徹底していく決意を表明。 ・両閣僚は、同盟の抑止力・対処力を実質的に強化することになる、日米「2+2」で確認された米軍の態勢の取組を実行することで合意し、これらの取組の実施に向けて協議を継続することを確認。日本側から、沖縄の負担軽減の重要性を述べるとともに、両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留と日々活動には、地域社会の理解と協力が重要であることで一致。
2023/1/13	日米首脳会談 ／ワシントン	岸田内閣総理大臣 バイデン大統領	<ul style="list-style-type: none"> ・冒頭、日本側から、2023年という新しい年を迎え、総理大臣として初めて米国・ワシントンD.C.を訪問し、親しい友人であるバイデン大統領と会談できることを嬉しく思う旨述べたのに対し、米側から、岸田総理大臣の訪米を歓迎する、両首脳間のパートナーシップ、そして日米同盟はかつてなく強固である旨発言。 ・日本側から、日米両国が近年で最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中、我が国として、昨年12月に発表した新たな国家安全保障戦略等に基づき、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化及び防衛予算の相当な増額を行っていく旨述べたのに対し、米側から、改めて全面的な支持を得た。 ・また、日本側から、同年10月に発表された米国の国家安全保障戦略を高く評価する旨述べたのに対し、米側から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明。その上で、両首脳は、日米両国の国家安全保障戦略が軌を一にしていることを歓迎するとともに、日米両国の戦略を実施するに当たって相乗効果を生み出すようにすることを含め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくとの決意を新たにした。 ・両首脳は、11日に開催された日米安全保障協議委員会(「2+2」)でのやり取りも踏まえつつ、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示。 ・両首脳は、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、力による一方的な現状変更の試みを許してはならないという観点も踏まえつつ、地域情勢について意見交換を行った。 ・(1) 両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。また、両首脳は、中国と共通の課題については協力していくことの重要性を確認。さらに、両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促した。 ・(2) 両首脳は、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向け、日米韓の安全保障協力を含む地域の抑止力強化や安保理での対応において、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことで一致。また、日本側から、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、米側から、改めて全面的な支持を得た。 ・(3) 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と緊密に連携しながら、対露制裁及びウクライナ支援を強力に推進していくことで一致。また、両首脳は、ロシアによる核の威嚇は断じて受け入れられず、ましてやその使用は決してあってはならないことを改めて確認。日本側から、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くというG7のビジョンや決意を示していく、また、インド太平洋についてももしっかり議論したいとの考えを説明。また、日本側から、唯一の戦争被爆国である日本の総理大臣として、バイデン大統領を含むG7首脳と共に、核兵器の惨禍を人類が二度と起こさないと誓いを広島から世界に向けて発信したい旨述べた上で、両首脳は、厳しい安全保障環境も踏まえつつ、「核兵器のない世界」に向けて、日米で共に取り組んでいくことで一致。さらに、両首脳は、エネルギー・食料安全保障を含む世界経済、経済安全保障、そして気候変動、保健、開発といった地球規模の課題等の分野でG7が結束して取り組むことが重要との認識で一致。両首脳は、G7広島サミットの成功に向けて、引き続き日米で緊密に連携していくことを改めて確認。 ・両首脳は、2022年は、日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)やインド太平洋経済枠組み(IPEF)の立上げ・進展が見られ、日米経済関係が戦略的な段階に押し上げられた一年であったとの認識で一致。その上で、両首脳は、本年は日本がG7、米国がAPECの議長国を務める中、持続的・包摂的な経済成長の実現及びルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化に向けて、本年の経済版「2+2」も活用しながら、日米で国際社会を主導していくことで一致。

年月日	会議／場所	出席者	結果概要(抄)
2023/1/13	日米首脳会談／ワシントン	岸田内閣総理大臣 バイデン大統領	<ul style="list-style-type: none"> また、日本側から、米国による環境配慮車両への優遇措置に対する我が国の考えを改めて伝達。 さらに、両首脳は、地域の経済秩序に対する米国の関与がますます重要となっているとの認識を共有し、IPEFの交渉進展に向けて協力していくことで一致するとともに、日本側から、戦略的観点の踏まえ、TPPについての我が国の立場を伝達。そして、両首脳は、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)を推進していくことで一致。 両首脳は、経済的威圧を含む経済安全保障上の課題に対処すべく、同志国でサプライチェーン強靱化を進めていくことで一致。 さらに、両首脳は、エネルギー安全保障の強化に向けて取り組む重要性を共有。 両首脳は、宇宙分野での日米協力を一層推進していくことで一致。 両首脳は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序へのコミットメントがかつてなく重要になっているとの認識を共有。 その上で、日本側から、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」実現に向けた取組を強化していく考えである旨述べたのに対し、米側から、日本側の取組への支持を得るとともに、米国の地域に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明。 両首脳は、地域及び国際社会の平和と繁栄の確保に向けて、日米でFOIP実現に向けた取組を推進していくことで一致。 両首脳は、自由で開かれたインド太平洋と平和で繁栄した世界という共通のビジョンに根ざし、法の支配を含む共通の価値に導かれた、前例のない日米協力を改めて確認し、日米共同声明を发出。
2023/5/18	日米首脳会談／広島	岸田内閣総理大臣 バイデン米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 冒頭、日本側から、本年1月の訪米以来の再会を嬉しく思う旨述べた上で、日米同盟はインド太平洋地域の平和と安定の礎であり、日米関係は、安全保障や経済にとどまらず、あらゆる分野で重層的な協力関係にあると述べたのに対し、米側から、日米両国は基本的価値を共有しており、日米同盟はかつてなく強固である旨発言。 日本側から、ディープテック分野のイノベーション及びスタートアップのエコシステムを構築するため、「グローバル・スタートアップ・キャンパス」を東京都心(目黒・渋谷)に創設すべく、米国のリーディング大学の一つであるマサチューセッツ工科大学(MIT)と連携しフィージビリティ・スタディを実施し、米国の協力も得つつ構想の具体化を進める旨述べ、両首脳はスタートアップ、イノベーションの分野で両国が緊密に連携することの重要性で一致。また、両首脳は、教育・科学技術分野における日米間の協力に関する覚書が作成されることを歓迎。 両首脳は、日米安全保障協力について意見交換を行い、1月の日米安全保障協議委員会(日米[2+2])や日米首脳会談の成果を踏まえた日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた協力を継続していくことを改めて確認。また、両首脳は、米国の拡大抑止が日本の強化される防衛力と相まって、日本の安全及び地域の平和と安定の確保に果たす不可欠な役割を再確認。 米側からは、核を含むあらゆる種類の米国の能力によって裏付けられた、日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する米国のコミットメントが改めて表明され、両首脳は、そうした文脈において、情勢が進展する際のあらゆる段階において二国間の十分な調整を確保する意思を改めて確認。両首脳は、直近の日米[2+2]や日米拡大抑止協議における、米国の拡大抑止に関する活発かつ突っ込んだ議論を評価し、こうした議論を一層強化していくことの重要性を改めて確認。 両首脳は、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、力による一方的な現状変更の試みを許してはならないという観点も踏まえつつ、地域情勢について意見交換を行った。 (1) 両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。また、両首脳は、中国と共通の課題については協力していくことの重要性を確認。さらに、両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。 (2) 日本側から、今月上旬の訪韓に触れつつ、日韓関係を更に進展させていく旨述べたのに対し、米側から、日韓関係の改善を歓迎する旨発言。両首脳は、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向け、日米韓の安全保障協力を含む地域の抑止力強化や安保理での対応において、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことで一致。また、日本側から、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、米側から、改めて全面的な支持を得た。 (3) 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と緊密に連携しながら、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことで一致。 (4) 両首脳は、いわゆるグローバル・サウスへの関与や支援の重要性を確認。 両首脳は、19日から行われるG7広島サミットに向け、国際社会や地域の課題に対するG7の揺るぎない結束を世界に示すべく、日米でも緊密に連携していくことで一致。 両首脳は、地域の経済秩序に対する米国の関与がますます重要となっているとの認識を共有し、IPEFについても意見交換するとともに、日本側から、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)についての我が国の考えと取組を伝達。 両首脳は、重要技術の育成・保護の重要性に関する認識を共有し、量子及び半導体分野における日米間の大学及び企業間でのパートナーシップ締結が予定されていることを歓迎するとともに、バイオやAIといった分野にも協力を広げていくことで一致。さらに、両首脳は、エネルギー安全保障の強化に向けて取り組む重要性を共有。また、日米経済政策協議委員会(経済版[2+2])において、経済安全保障の協力を具体化させることで一致。